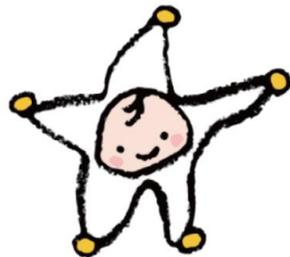


令和6年9月時点

令和6年度 こども家庭庁母子保健指導者養成研修

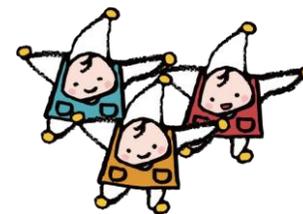
# 母子保健施策の動向について

こども家庭庁 成育局 母子保健課



# 本日の内容

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



# こども家庭庁とは？

## 1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションを起こしていきます。  
そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。  
みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組み**をつくっていきます。  
こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、**大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔**、それがこども家庭庁です。  
(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

## 2. こども家庭庁の役割

- (1) こども政策の**司令塔としての総合調整**  
例：少子化対策 など
- (2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**  
例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など
- (3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**  
例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

## 3. こども家庭庁の基本姿勢

- (1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案
- (2) **地方自治体**との連携強化
- (3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

# こども家庭庁とは

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名。

## 長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

※ この他、支援金制度等準備室において、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設、企業を含む社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み「支援金制度（仮称）」の構築等について検討。

## 成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定**
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

## 支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など

# こども・こども施策とは

## こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

## こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。  
具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること  
(例) 居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること  
(例) 働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策  
(例) 教育施策 (国民全体の教育の振興など)  
医療施策 (小児医療を含む医療の確保・提供など)  
雇用施策 (雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など)

# こども基本法の概要

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として**ひとしく健やかに成長することができ**、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して**、こども施策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、**適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること**等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、**十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保**
- ⑥ **家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備**

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**  
（※ 少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

- 施策に対する**こども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

施行期日：令和5年4月1日  
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

## 概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱等を一つに束ね、**こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。**

## 第1 はじめに

こども大綱が目指す「**こどもまんなか社会**」

**全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会**

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



## 第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その**多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し**、こども・若者の今とこれからの**最善の利益を図る**
- ②こどもや若者、子育て**当事者の視点を尊重し**、その**意見を聴き**、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて**切れ目なく対応し、十分に支援する**
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、**全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる**ようにする
- ⑤**若い世代の生活の基盤の安定を図る**とともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、**関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

## 第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、**ライフステージ別に提示**。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項  
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 **こども・若者の社会参画・意見反映**
- 2 こども施策の**共通の基盤**となる取組
- 3 **施策の推進体制等**

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、**こどもまんなか実行計画**（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

## こども未来戦略(抄) (令和5年12月22日 閣議決定)

### Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

#### Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

##### (1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

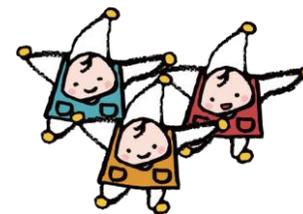
○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施している。更なる利用拡大に向け、本事業をこども・子育て支援法の地域こども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるとともに、支援の必要性の高い産婦などを受け入れる施設に対する支援の拡充を行い、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行う。

○ 「1か月児」及び「5歳児」への健康診査並びに「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行うとともに、「新生児聴覚検査」について、全国での公費負担の実施に向けた取組を進める。

# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



# 令和7年度 母子保健対策関係予算概算要求の概要

(令和6年度予算)  
17,581百万円

(令和7年度概算要求)  
→ 27,597百万円

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

## 1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

12,610百万円 → 22,523百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

### (1) 産後ケア事業の体制強化【一部新規】【拡充】

- 産後ケア事業について、受け入れに追加の人員配置が必要となるきょうだい、生後4か月以降の児を受け入れた際の加算措置や、安全対策の充実のため、宿泊型の夜間の助産師等の2名以上の人員配置についての加算措置を創設する。  
また、産後ケア事業に係る施設整備について施設の規模に応じた単価の見直しや、改修等の補助の創設等を行う。

### (2) 乳幼児健診等の推進

#### ① 乳幼児健康診査の推進【新規】

- 「1か月児」及び「5歳児」健診について、全国の自治体での実施を目指して健康診査の費用に対し補助を行う。(令和5年度補正予算の事業の継続実施)
- 「1か月児」、「3～6か月児」、「9～11か月児」、「5歳児」健診等の実施を推進するための体制整備の支援を行う。

#### ② 新生児マススクリーニング検査の推進【一部新規】【拡充】

- 「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指すための実証事業を実施する。(令和5年度補正予算の事業の継続実施)
- 新生児マススクリーニング検査に係る精度管理の費用に対し補助を行う。

### (3) プレコンセプションケアの推進【一部新規】【拡充】

- 「性と健康の相談支援センター事業」において、医療機関等のプレコンセプションケアに関する相談支援に対する補助や、各種オンライン相談に対応するための初期設備投資費用の補助を行う。
- プレコンセプションケアの推進のための広報啓発等を行う。

#### (4) 入院中のこどもへの付添い家族の環境改善【新規】

- 入院中のこどもへの付添いをする家族の環境改善のため、医療機関におけるリフォームの実施や物品の購入（簡易ベッド、寝具など）等を支援する補助を創設する。

#### (5) 母子保健のデジタル化等の推進【新規】

- マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化や電子母子健康手帳の普及に向け、情報連携基盤（Public Medical Hub）を活用するための実証事業の実施や、健康診査等の支払請求システム等のシステム構築など母子保健DXの推進を行う。

#### (6) 不妊症・不育症や死産・流産等を経験された方への支援等

- 医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成や、自治体の実施する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。

#### (7) 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業【新規】

- 都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。（令和5年度補正予算の事業の継続実施）

#### (8) ドナーミルクに関する調査研究【新規】

- ドナーミルクに関する法的な位置づけや、殺菌処理等の安全確保の仕組み及び安全供給に関する現状や課題（ドナーミルクを医薬品等に位置付ける場合における、各種申請手続きや必要となる知見、医薬品等に位置付ける場合の運用面の課題などを含む）を整理するための調査研究を実施する。

#### (9) 母子保健対策の強化

- 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- 都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

#### (10) こどもの心の診療ネットワーク事業

- 様々なこどもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時のこどもの心の支援体制づくりを実施する。

## (11) 産婦健康診査事業

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

## (12) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

## (13) 新生児聴覚検査の体制整備事業

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

## (14) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- ・ 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

## (15) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備等

- ・ 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、こどもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施する。
- ・ こどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能なこどもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

## (16) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

## (17) 妊婦訪問支援事業

- ・ 妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

## (18) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

- ・ 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

## (19) 不妊症・不育症に関する支援

- ・ 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を実施する。
- ・ 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成を図るため、普及啓発事業を実施する。

## (20) 出生前検査認証制度等啓発事業

- ・ 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。

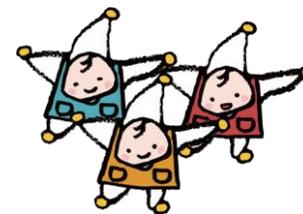
## (21) 成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業

- ・ 成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等を効果的に実施するため、厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立成育医療研究センターにおける成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進する。

# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



# 安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

こども家庭センター（母子保健機能）を拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

## こども家庭センター（母子保健機能）による包括的な支援体制の構築

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④サポートプランの策定



### 妊婦健診の実施

妊婦に対し、1・4回程度の妊婦健診費用が公費助成されています。

### 産婦健診の実施

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産婦健診を実施します。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

### 産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行います。妊産婦等の孤立化を防ぐソーシャル・キャピタルの役割を担っています。

### 産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行います。令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

### 多胎妊婦や多胎児家庭への支援

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家族支援のため、  
 ①育児等サポーターを派遣し、日常的な生活支援等を行うとともに、  
 ②多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、相談支援等を行います。

### 若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への身近な地域での支援として、NPO等も活用し、  
 ①アウトリーチやSNS等による相談支援を行います。  
 ②不安や金銭面の心配から医療機関受診を躊躇する特定妊婦等に対し、支援者が産科受診に同行するとともに、受診費用を補助します。  
 ③行き場のない若年妊婦等に、緊急一時的な居場所を提供します。  
 （※本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市）

### 外国人妊産婦への支援

言葉の問題がある外国人の妊産婦の妊娠・出産等を支援するため、母子健康手帳の多言語版（10か国語に翻訳）を作成しています。

### 入院助産の実施

生活保護世帯など経済的な問題のある妊産婦に対して、所得の状態に応じ、指定産科医療機関（助産施設）における分娩費用の自己負担額を軽減する仕組み（入院助産制度）があります。

- ・上記の事業等のほか、医療保険から出産育児一時金として原則50万円が支給されます。
- ・国の制度以外にも、各自治体において、独自事業が実施されています。

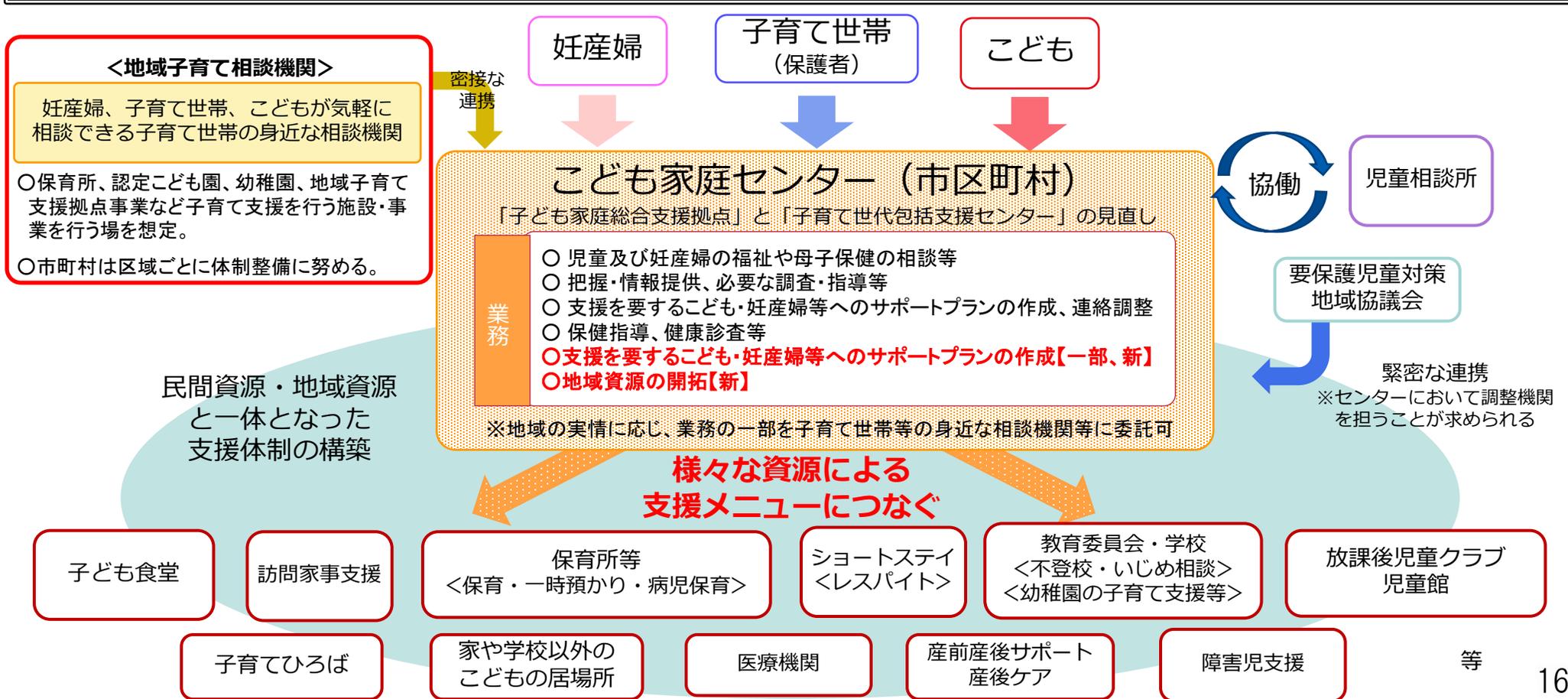
# こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

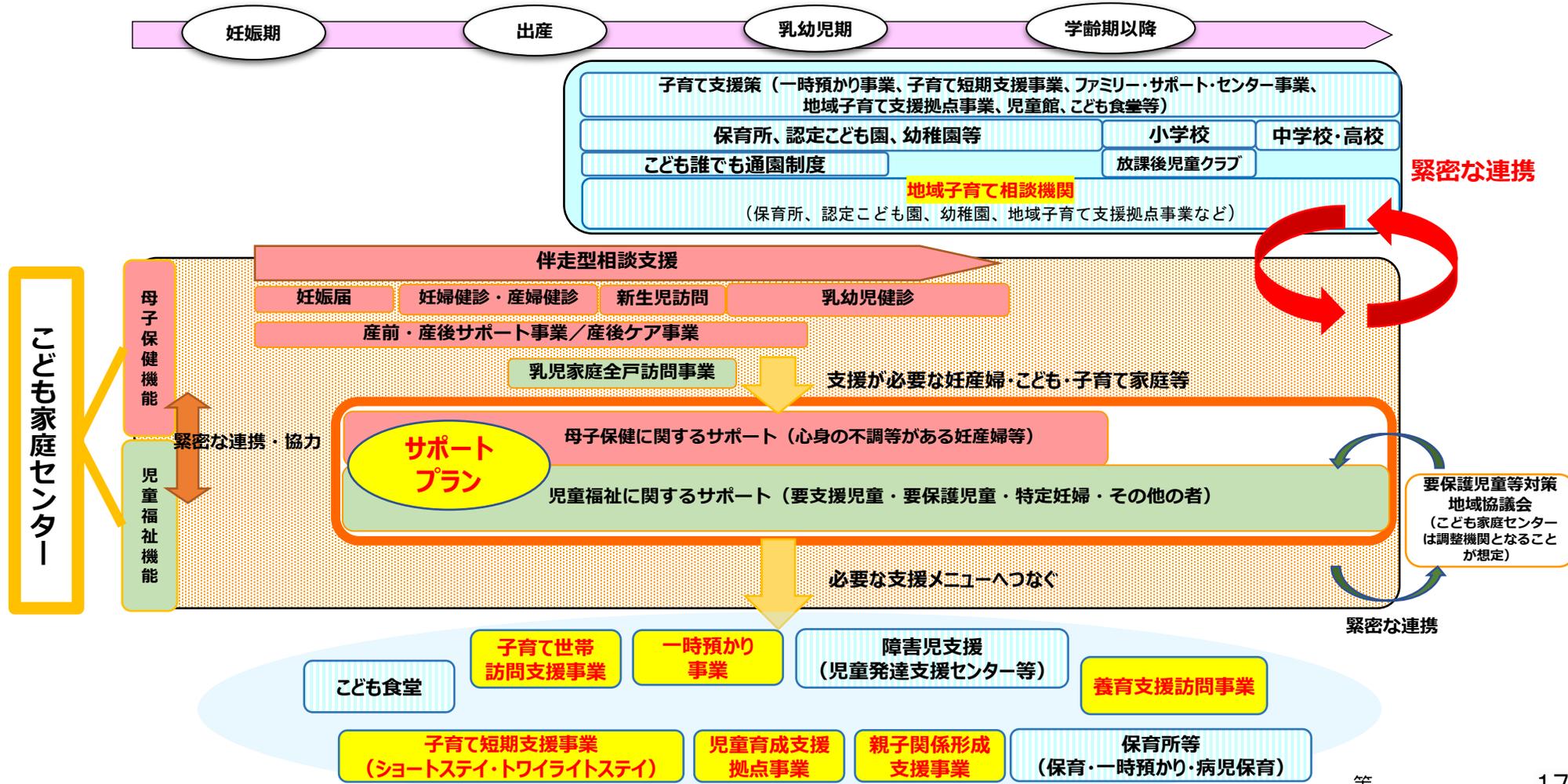
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



# こども家庭センターと各種子育て支援施策の連携

- こども家庭センターは、子育て世帯に対する**包括的な支援体制の中心**として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り**早期に発見・把握し、サポートプランの作成や同プランに基づく支援等**を行うにより、こどもの健やかな成長を支えていく役割を有する。
- そのためには、妊娠期からの**伴走型相談支援**や、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健施策をポピュレーションアプローチにより実施するとともに、こどもが通う保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校等、各種の子育て支援関係事業・サービスの担い手や**地域子育て相談機関**等からの情報提供を通じて、支援を必要とするこども・家庭を把握し、**関係機関等とともに連携して継続的に支援する協力体制をつくっていくことが重要**。
- 子育て支援関係事業として、こども未来戦略において「**こども誰でも通園制度**」を創設することとされており、未就園児が本制度を利用することにより、これまで把握が困難であった気になる未就園児・保護者を見つけた場合にこども家庭センターへ情報共有を行うことで、必要な支援につなげていくことが期待される。



# こども家庭センターの業務内容

## 地域のすべての 妊産婦・子育て家庭 に対する支援業務

- ・状況・実情の**把握**
- ・母子保健・児童福祉に係る**情報の提供**
- ・相談等への対応、必要な連絡調整
- ・健診等の母子保健事業 ※こども家庭センターで実施するかは任意 /等

## 支援が必要な 妊産婦や子育て 家庭への支援業務

- ・相談、通告の受付等
- ・支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との**関係構築**
- ・**合同ケース会議**の開催
- ・**サポートプラン**（又は支援計画等）の策定、評価、更新等
- ・サポートプラン（又は支援計画等）に基づく**支援** /等

## 地域における 体制づくり

- ・地域全体のニーズ・既存の**地域資源の把握**
- ・新たな担い手の**発掘・育成**、地域資源の開拓
- ・関係機関や民間団体の相互の**連携強化** /等

## 併せて行うことが 望ましい業務

- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務（**関係機関との連携**）
- ・**地域子育て相談機関**の整備に係る業務
- ・家庭支援事業の**利用勧奨・措置**に係る業務
- ・**在宅指導措置**の受託に係る業務 /等

# 合同ケース会議の協議対象と運営（イメージ）

## 母子保健機能における支援が必要な対象者 で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの

妊産婦や子どものいる家庭に生じる養育上の問題や保護者の心身の不調等により支援が必要と考えられ、特定妊婦や要保護児童等の段階ではないが児童福祉機能との相互の情報共有や両機能で連携した支援が必要であると考えられる家庭 等

### 児童福祉機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・リスクアセスメントシート※を活用し、合同ケース会議での協議が必要であると考えられる家庭
- ・特定妊婦の可能性が高く、児童福祉機能との協議が必要と考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、児童福祉機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭 等

## 統括支援員の 判断において 共有する 対象者

合同ケース会議において両機能による支援方針を決定し進捗管理を行っている場合、統括支援員自身が開催が望ましいと判断する場合 等

## 児童福祉機能における支援が必要な対象者 で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの

新規に受理したケースや、要保護児童対策地域協議会による進行管理中及び終結ケース等のうち、母子保健機能との情報共有や一体的支援が必要であると考えられる家庭 等

### 母子保健機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・新規に相談に来た家庭のうち、母子保健機能との情報共有が必要と考えられる家庭
- ・緊急に支援を要する家庭であるが、早期に母子保健機能との情報共有が必要であり、一体的な支援が効果的であると考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・明らかに児童福祉機能の判断で要保護児童および要支援、特定妊婦であると判断し、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・要保護児童対策地域協議会での進行管理が終結するケースのうち、母子保健機能への情報提供や継続支援が必要であると考えられる家庭等

両機能で共有すべきケースだと考えた時に統括支援に相談する



母子保健機能職員 統括支援員 児童福祉機能職員

合同ケース会議の開催

## 合同ケース会議の運営方法や協議事項

- ・統括支援員、母子保健機能の職員（保健師等）、児童福祉機能の職員（こども家庭支援員）等が出席する
- ・各機能の**アセスメント**情報や、作成中／作成した**サポートプラン**を共有し、参加者で一体的に行う支援について役割分担も含めて検討する
- ・要保護児童／要支援児童／特定妊婦に**該当するかの判断**や当該家庭への**支援方針**の検討・決定を行う
- ・両機能による支援方針を検討・決定し、具体的に役割を定めたくうえで、サポートプランの**更新**などを連携して行う

### 【開催頻度について】

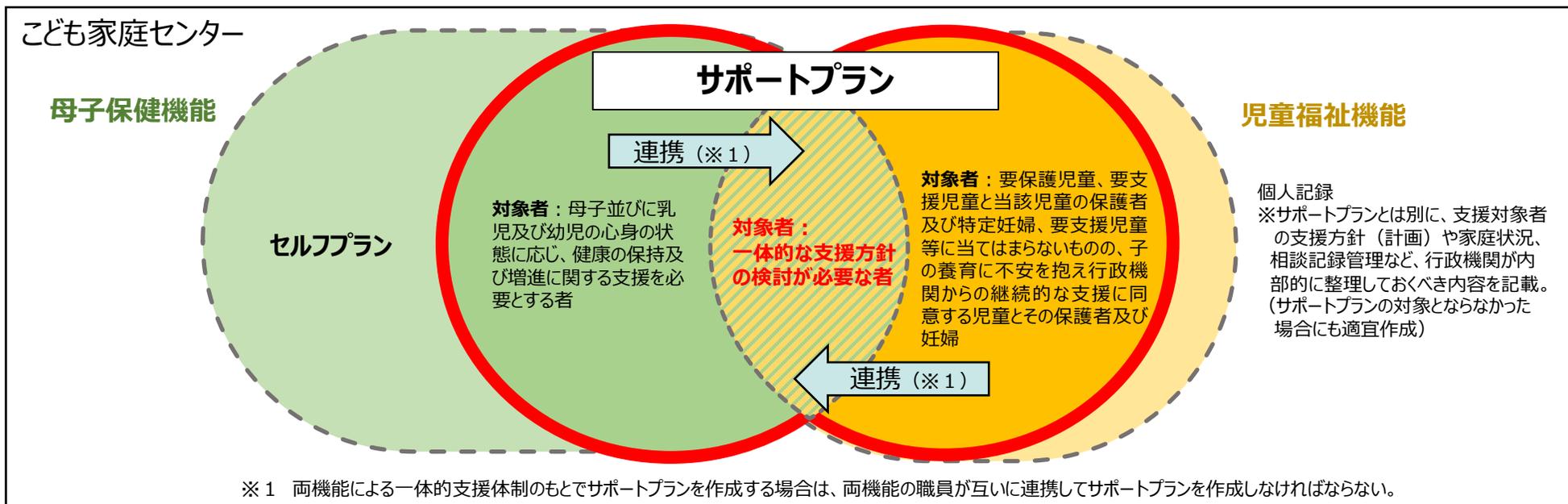
できる限り定例化されることが望ましいが、必要に応じて定例化した日以外にも随時開催することもあり得る。

# サポートプランの対象

※サポートプランの作成は市町村（こども家庭センター未設置自治体含む）に義務化された業務である

- 母子保健機能がサポートプランを作成する対象者は、子育て世代包括支援センターで作成してきた**従来からの「支援プラン」の作成対象者**と同様である。（下図の緑色部分）
- 一方、児童福祉機能のサポートプランの対象者は**要支援児童等**のみではなく、行政からの支援・サポートプランの**作成を希望する者**等も対象となり、より幅広い家庭が対象。（下図の黄色部分）
- 両機能が連携した**一体的支援体制のもとでサポートプランを作成すべきケースでは**、合同ケース会議等で両機能が協議する等により、両機能のそれぞれのサポートプランに統括支援員の下での一体的な支援方針を反映させることを想定しているが、**両機能間で合意が図られる場合は、一体的な作成がしやすいよう共通様式**を作成し運用することが望ましい。（下図の重なり部分）

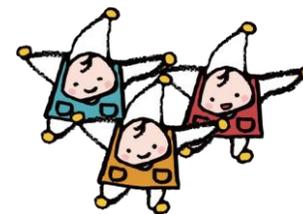
※当然ながら、サポートプラン作成・活用は合同ケース会議を実施したケースに限らない



# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



令和7年度概算要求額 16億円（一）  
【令和5年度補正創設】

## 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。  
※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

## 事業の概要

### ◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

### ◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

#### ① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

#### ② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

### ◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

## 実施主体等

◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価：① 6,000円/人（原則として個別健診） ② 5,000円/人（原則として集団健診）

# 5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について (令和6年3月29日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省の連名課長通知)

## 概要

5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）の実施に当たっては、健診の実施体制の構築に加え、健診においてこどもへの発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等（就学に向けた相談を含む。）のニーズなどが把握された場合に、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められる。特に、市町村を中心に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域の実情に応じて地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要であり、これに当たり関係者に求められる役割を整理した。

## 関係者に求められる役割

### 1 市町村に求められる役割

関係団体との連携等を通じて医師等専門職を確保し、5歳児健診の実施体制の整備に努めること。また、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が健診やカンファレンス等に参画し、情報共有や多角的な視点から支援・対応方針の検討を行うことや、健診後の支援方針等を関係者間で情報共有することなどにより、適宜既存の会議体等を活用しつつ、関係者が連携した地域における支援のフォローアップ体制の整備に努めること。さらに、児童発達支援センター等を中核とした地域の障害児支援体制の強化を通じて、保健と福祉の連携充実に努めること。

### 2 都道府県に求められる役割

市町村における5歳児健診の実施体制の整備に当たって、地域の実情を踏まえて、広域的な調整を行うこと。また、発達障害等の診断を行う専門医療機関において、発達障害等に係る速やかな受診や評価を行える体制を構築し、適切な支援に結びつけること。さらに、関係機関との情報共有や連携、個別の支援計画の策定等に当たり保育士等に求められる専門知識・ノウハウを踏まえつつ、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもへの対応に関する研修機会の提供に努めること。

### 3 医療機関や医療関係団体に求められる役割

5歳児健診やその後のフォローアップを担当する医師等の確保において、市町村や都道府県から連携や協議の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。また、令和6年度診療報酬改定において、発達障害等の診療に係る対応を行っており、各医療機関における取組の際に参考とすること。

### 4 保育所等（保育所・幼稚園・認定こども園等）に求められる役割

市町村から保護者の同意を得て依頼があった場合、こどもの集団生活の様子からの気付きや保護者が感じている課題等の情報について、健診に関わる保健師等との共有が望ましいこと。児童発達支援センター等との連携や、保育所等訪問支援等や巡回支援専門員の活用も含めて、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもに対する教育・保育の充実に努めるなどしつつ、集団生活の場で個々の発達の特性に応じた細やかな配慮を行うなどすること。

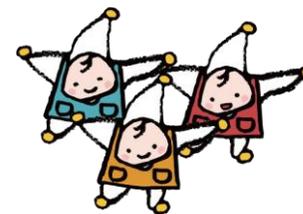
### 5 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割

教育委員会においては、5歳児健診やその後のフォローアップに積極的に参画し、保健・福祉部局と連携し、就学に当たって不安を抱えている保護者への相談や、入学後の学校生活や教育制度等に関する情報提供等を行うこと。また、健診及びその後のフォローアップに係る情報を、児童発達支援センター等の関係機関と連携・共有することが望ましく、当該情報を活用して、本人や保護者の意向も踏まえつつ、個別の教育支援計画に反映すること。あわせて、児童発達支援センター等福祉部局と連携し、こどもの就学後も切れ目ない支援を提供できるよう留意すること。

# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



令和7年度概算要求額 子ども・子育て支援交付金 90.8億円 (一)

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施 (令和6年度予算額: 60.5億円) 【平成26年度創設】

## 事業の目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律 (令和元年法律第69号) により、市町村の努力義務として規定された (令和3年4月1日施行)

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 事業主体等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※ 都道府県負担の導入 (R6以前は、国1/2、市町村1/2)

### ◆ 補助単価案

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免 (R4~) 1回あたり 5,000円
- ②上記①以外の世帯に対する利用料減免 (R5~) 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 (R6~) 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 244,600円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

# 産後ケア事業の提供体制の整備 【子ども・子育て支援法】

- 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
  - ① 受け皿拡大に当たり、市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。
  - ② 妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要。
- 産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備※を進める。

**国** : 基本指針を定める。

**都道府県** : 市町村事業計画の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努める。

**市町村** : 基本指針に基づき市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める。

国立成育医療研究センター  
(※女性の健康ナショナルセンター)



自治体の取組を支援

- 厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

- 産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等

# 産後のメンタルヘルス対応

市町村の状況（令和4年度母子保健事業の実施状況等調査）（回答）1,741 市区町村

項目	市区町村数	%
EPDS実施人数及びEPDSが9点以上の褥婦の人数を把握している	1,311	75.3%

項目	人数
産後1か月までにEPDSを実施した褥婦の人数合計	479,304

項目	人数
産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の人数合計	47,632

エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）9点以上の場合、産後うつのハイリスクとされており、産後1カ月での割合は、**9.9%**となっている。

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」（補助先：株式会社野村総合研究所）



産婦のメンタルケア対応における市町村との連携体制の構築

■ 1.市町村との連携体制を構築している ■ 2.市町村との連携体制を構築していない N=905

市町村と精神科医療機関等との連携状況

（令和3年度母子保健事業の実施状況等調査）

項目	市区町村数	%
母子保健担当部署内で対象者の情報を共有し、今後の対応を検討している	1,606	92.2%
産後1か月でEPDS9点以上だった方へのフォロー体制 精神科医療機関を含めた地域関係機関と連絡会やカンファレンスを定期的実施している	125	<b>7.2%</b>
体制はない	35	2.0%

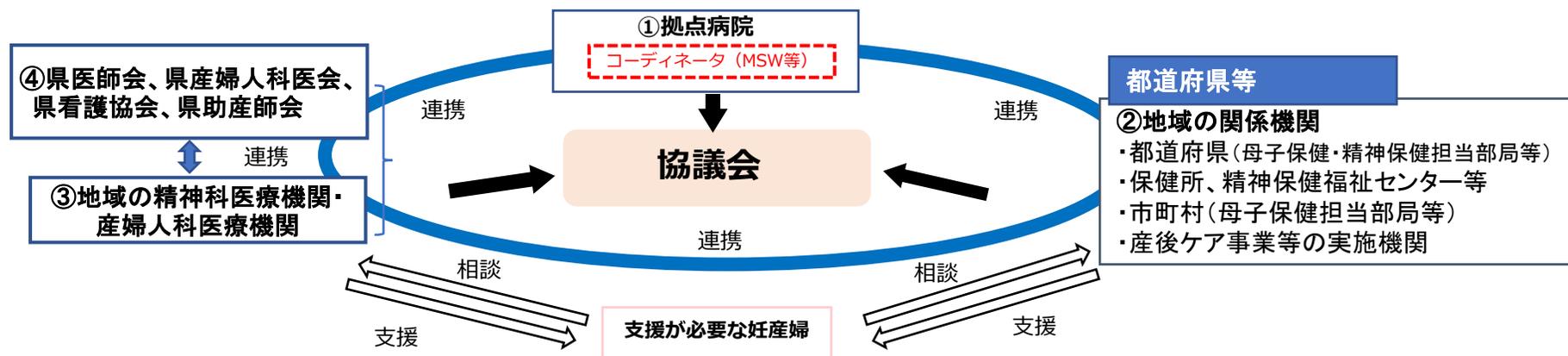
## 事業の目的

- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

## 事業の概要

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



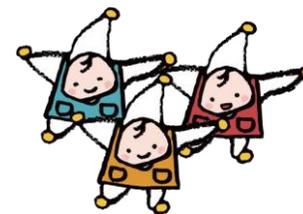
## 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価：月額 1,317,000円

# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



# プレコンセプションケアに関する現状の取組

## 成育医療等基本方針（改定）（令和5年3月22日閣議決定）〈抜粋〉

不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する。

## こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日閣議決定）〈抜粋〉

女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めるとともに、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める。

## 具体的な取り組み

### 専門的な相談支援体制の強化

#### ◆基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援【令和6年度より創設】

47都道府県に設置された専門窓口（妊娠と薬外来）で、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する方への妊娠と薬に関する相談支援を実施（令和6年度より費用補助の創設）

#### ◆基礎疾患を持つ方に対するプレコンセプションケアの情報提供の充実のための研究（令和6年度こども家庭科学研究）

基礎疾患を持つ方の、妊娠・出産・子育てに関する情報のニーズ等に係る調査を行うとともに、医療・保健従事者等が、現場で活用することを想定した、情報提供資料を作成

### 若い世代への相談支援体制の強化

#### ◆性と健康の相談センター事業

将来こどもを持ちたいカップル、心身の悩みがある女性等への健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談支援や、文部科学省と連携し、学校や保健所等において、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等の実施を支援（全都道府県、43指定都市・中核市で実施）

#### ◆健康相談支援サイト「スマート保健相談室」

若者向けの、性や妊娠などに関するオンライン健康相談支援サイト「スマート保健相談室」では、からだや性・妊娠などの健康に関する疑問への医学的に正しい情報や相談窓口情報を掲載

### 「プレコンセプションケア」概念の普及

#### ◆成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業【令和6年度より創設】

「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実（プレコンセプションケアを含めた広報コンテンツ作成・人材育成等）を図る

令和7年度概算要求額 6.1億円（7.8億円）【令和4年度創設】

## 目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

## 内容

### ◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、**企業等の労務担当職員等**（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

### ◆ 内容（※（1）～（5）の基本事業は原則全て実施すること。）

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（**企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む**）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）
- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援
- （7）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- （8）若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （9）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （10）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等（**拡充**）
- （11）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備
- （12）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）
- （13）**医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（新規）**
- （14）**性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（新規）** ※補助単価：1か所13万円

### ◆ 実施自治体数

96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和5年度変更交付決定ベース

## 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市      ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

# 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算 (性と健康の相談センター事業の一部)

令和7年度概算要求額 性と健康の相談センター事業 6.1億円の内数(7.8億円の内数) 【令和6年度創設】

## 目的

- 基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を実施する。

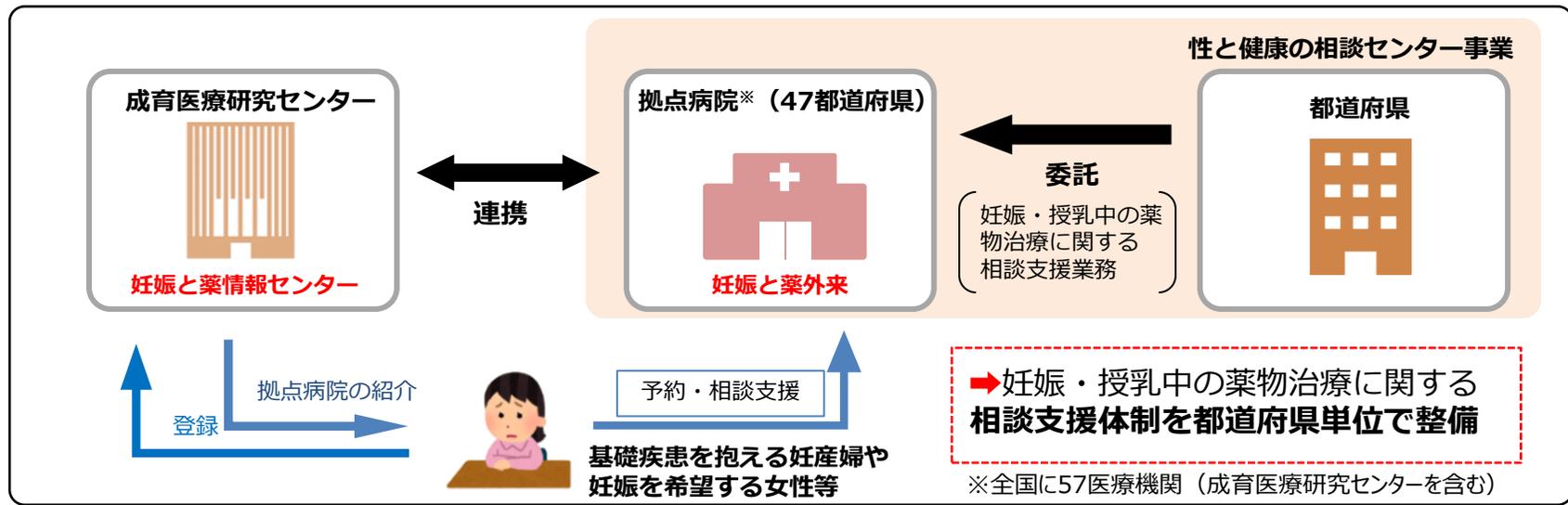
## 内容

### ◆ 対象者

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等

### ◆ 内容

現在、全国47都道府県の拠点病院に設置された「妊娠と薬外来」が、国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」と連携して、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ方に対する相談支援を実施している。「性と健康の相談センター事業」において、拠点病院に当該相談支援を委託することで、都道府県単位での相談支援体制の整備を進める。



## 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価：相談1件当たり7,700円(※)

※ただし、実際の相談費用の7割相当額を上限とする

# 若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」

SNSの普及等により性に関する様々な情報がある中、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケア（※）を推進するため、からだや性・妊娠などに関する正しい情報や相談窓口などを紹介する、若者向けの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」を令和4年3月に公開。文部科学省等関係省庁と連携して周知。

（※）成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月閣議決定）においては、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義。

## 掲載内容の概要

### 1. 相談窓口

性や妊娠・性被害・性感染症など、様々な悩みを相談できる窓口を掲載。



### 3. インタビュー・コラム

インタビュー記事や専門家のコラムなど、参考になる情報を掲載。



### 2. 正しい知識Q&A

からだや性・妊娠などの健康に関する疑問についての医学的に正しい情報を掲載。

（月経に関する悩み、性行為、避妊、妊娠、性感染症、女性に多い病気、男性に多い性の悩み、その他）



### 4. 関連する情報や普及啓発資料

保護者の方や医療従事者向けのホームページなど、関連する情報のリンクを掲載。



ポスター・カード・シールを活用しての周知にご協力をお願いいたします。

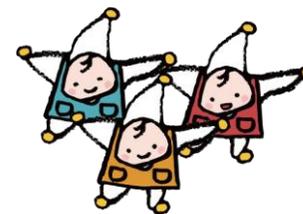
<https://sukoyaka21-youth.cfa.go.jp/>



# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



## 改正内容概要

### 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築

【母子保健法】

#### ① 里帰り出産時の市町村間での情報共有の仕組みの整備

- ・ 妊産婦等が里帰り先で保健指導等の母子保健サービスを受ける際にも、里帰り先の市町村が住所地の市町村に当該妊産婦等の情報提供を求めることを可能とする。

#### ② 母子保健DXの推進

- ・ 情報連携基盤※等を活用した母子保健の健診等に係る事務のデジタル化に向けて、妊婦健診・乳幼児健診及び産後ケア事業の対象者に関する情報について、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が、市町村の委託を受けて、情報連携事務を行えるよう業務規定を新設する。

※ PMH: Public Medical Hub

### ○ 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

（9）母子保健法（昭40 法141）

- （i）里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。

（関係府省：デジタル庁）

※ 令和5年地方分権提案 概要（里帰り出産に関する仕組みの構築）

＜求める措置の具体的な内容＞

○マイナポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的・効果的に住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。

【例】里帰り出産のため、県外の病院で健診等を受診した妊婦について、マイナンバーを活用することなどにより、県外の病院で健診を受診したという情報が住所地の自治体に通知されるようにするとともに、必要に応じて、その県外の病院が所在する自治体に対して、当該妊婦に関する情報を共有することができるシステムを構築する。

＜提案団体名 ※石川県以外は追加共同提案団体＞

**石川県**、旭川市、茨城県、大阪府、広島市、徳島県、今治市、高知県、宮崎県

## 2. 各分野における改革

### 【子育て】 ◆ 実現に向けて必要となる取組

#### <母子保健DXの推進>

現状では、妊婦・乳幼児健診等は問診票など紙による運用が基本となっているため、住民や自治体、医療機関において負担・手間が生じており、また、健診結果等の共有にタイムラグが生じている。これらの課題の解決を図るため、母子保健情報の迅速な共有・活用を可能とする母子保健DXを推進する。

そのため、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH）を整備し、希望する自治体において先行的に運用を実施するとともに、市町村から健康診査等の情報の収集等の事務を審査支払機関へ委託することを可能とする内容を含む制度改正を行った。2024年度以降、先行実施の進捗等を踏まえ、導入自治体の拡大を図るとともに、必要な機能の拡充を行う。

あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度から課題と対応を整理した上で、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。

これらの取組等を通じて、母子保健情報等の情報連携基盤（PMH）を活用してスマートフォンで健診の受診や結果の確認を可能とするなど、電子版母子健康手帳の普及を含め、母子保健DXの全国展開を推進することにより、住民の利便性の向上を図るとともに、自治体や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減する。

#### <里帰りする妊産婦への支援>

里帰りをする妊産婦について、健診情報や伴走型相談支援の情報が自治体間で十分に共有できておらず切れ目のない支援の提供に支障を来す場合があり、また、関連する事務手続が煩雑となっている。

これらの課題の解決を図るため、里帰りに関する実態調査を行うとともに、里帰りに係る情報連携のための制度改正を行った。この実態調査の結果を踏まえ、2024年度に情報連携基盤（PMH）を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを整備するとともに、希望する自治体において先行的に運用を開始する。その上で、2026年度以降の全国展開に向け、2025年度においては実施自治体の拡大を図る。

これにより、里帰り先自治体と住民票所在地自治体の間で母子保健情報がスムーズに共有され、切れ目のない支援を提供可能とするともに、里帰りした場合の煩雑な手続が改善される。

## 母子保健DXの推進

Step 1 : 住民、医療機関、自治体の中で**母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤※を整備**

⇒ 希望する自治体で先行実施

※ PMH: Public Medical Hub

Step 2 : ①PMHを活用した**情報連携を実現するための制度改正**

②住民がより便利にPMHとつながるよう、**電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、課題と対応を整理※1**

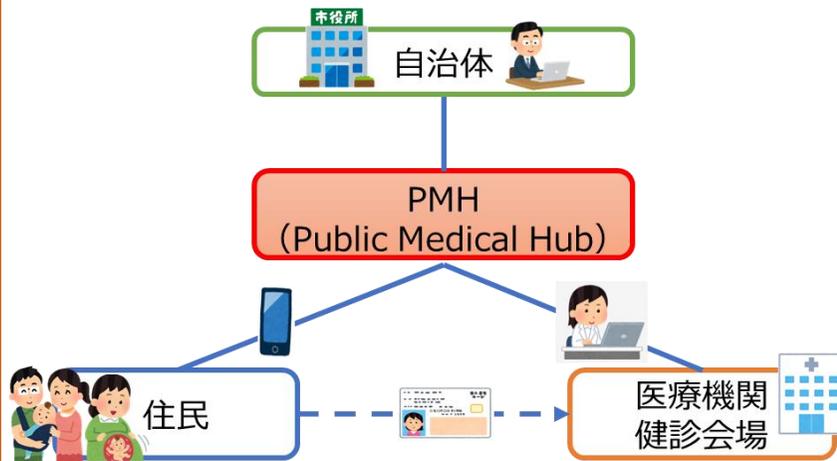
Step 3 : ①PMHの導入自治体の拡大

②**電子版母子健康手帳に係るガイドライン等を発出**

⇒PMH対応や母と子の情報共有等に関する考え方を提示

Step 4 : PMHと電子版母子健康手帳を通じた**母子保健DXの全国展開**  
(PMHの全国展開、電子版母子健康手帳の普及)

### 【PMHによる母子保健情報連携のイメージ】

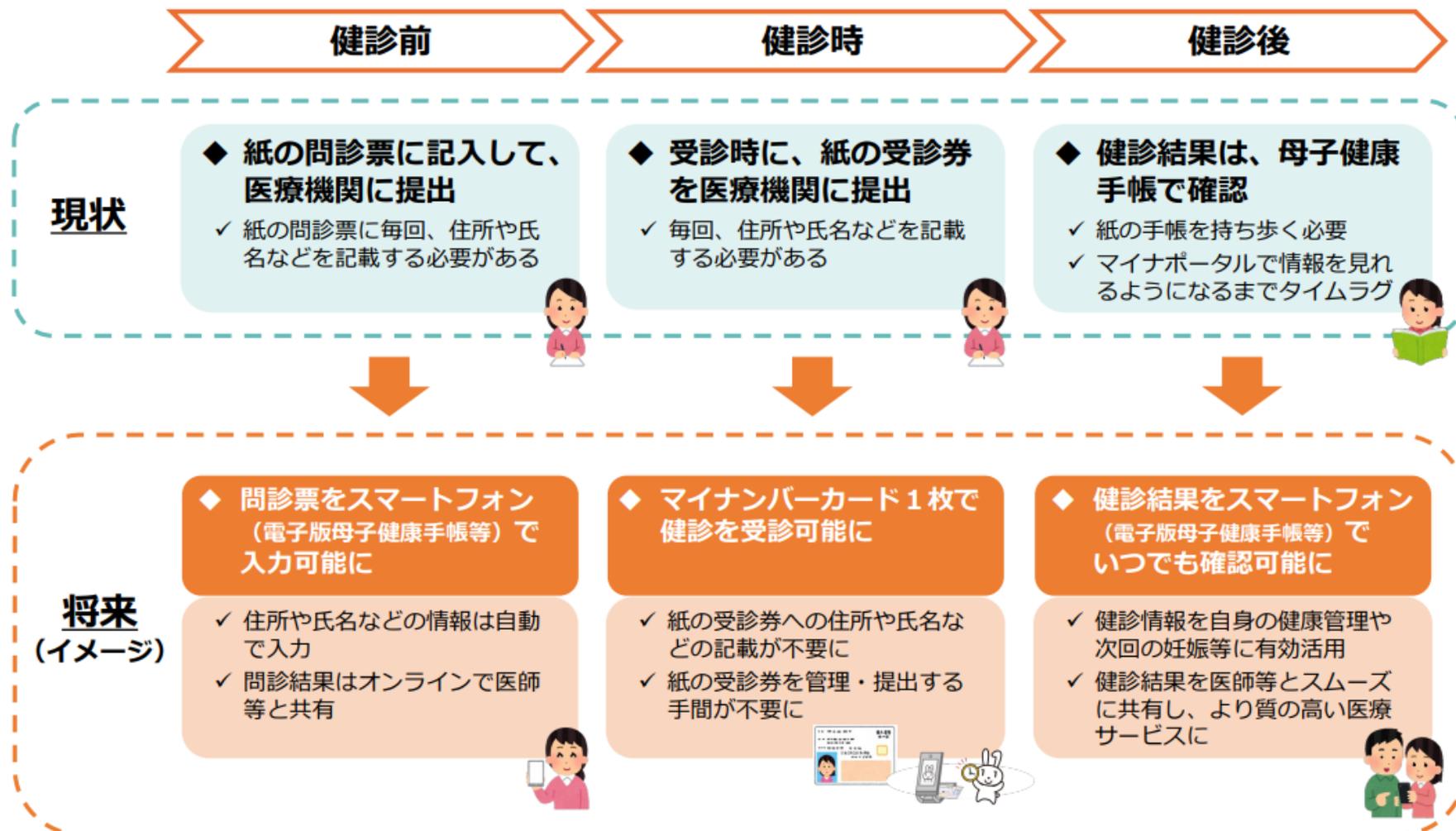


(※1) デジタルへの対応が難しい住民等への対応についても検討

プロジェクト	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
母子保健DXの推進	情報連携基盤 (PMH) の整備 【こども家庭庁、デジタル庁】	希望する自治体から先行実施 【こども家庭庁、デジタル庁】 電子版母子健康手帳に係る課題の整理 制度改正 施行に向けての準備 【こども家庭庁】 【こども家庭庁】	・PMH導入自治体拡大 (自治体システム標準化と連動) ・必要に応じて更なるPMHの機能追加・拡充 ・電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出	R8年度～ ・母子保健DXの全国展開 ・電子版母子健康手帳の普及

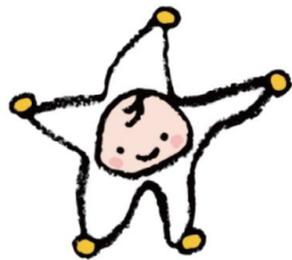
妊婦健診および乳幼児健診の情報連携においては、マイナンバーカードやスマートフォン（電子版母子健康手帳を含む）を活用することが目指されている。

母子保健DXの推進 現状と将来的に目指すイメージ（妊婦健診・乳幼児健診）



(※) 予防接種についても、厚生労働省において、予防接種に係る接種券・予診票等のデジタル化が進められている。

# 参考資料



# 健やか親子21全国大会及び健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について

## 健やか親子21全国大会について

- 成育医療等基本方針に基づく国民運動の一環として、**講演やシンポジウム**などの開催により、「健やか親子」の推進を図るとともに、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する**取組を推進している個人・団体・自治体・企業を表彰**。

<健やか親子21全国大会特設ページ（健やか親子21ウェブサイト内）>

URL : <https://sukoyaka21.cfa.go.jp/zenkokutai/>

**令和6年度は、11月21日（木）～22日（金）  
鹿児島県にて開催予定**



健やか親子21全国大会  
(母子保健家族計画全国大会)



## 健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について

- **功労者表彰**  
成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組に長年携わり、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに貢献している個人及び団体を表彰するもの。
- **健やか親子表彰**  
国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、先駆的な取組により、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する自治体・団体・企業を表彰するもの。

**健やか親子表彰 本年度の重点テーマ：  
「小児の入院付き添いについて」**

<健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰特設ページ（健やか親子21ウェブサイト内）>

URL : [https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award\\_list/](https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award_list/)  
<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award-2023/>



# 母子保健指導者養成研修

タイトル	研修内容（一部抜粋）
<b>研修 1</b> こども家庭センターの 効果的な実施に関する研修 ※本テーマのみ対面研修（8/29）+オンデマンド配信	<ul style="list-style-type: none"><li>・こども家庭センターに期待される母子保健機能の役割</li><li>・こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の連携について</li><li>・事例紹介</li><li>・グループワーク（対面研修のみ）</li></ul>
<b>研修 2</b> 乳幼児健康診査に関する研修①	<ul style="list-style-type: none"><li>・乳幼児の食物アレルギーについて</li><li>・1 か月児及び5 歳児健康診査について</li><li>・事例紹介</li></ul>
<b>研修 3</b> 乳幼児健康診査に関する研修②	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳までの発育発達に関して</li><li>・新生児聴覚検査、屈折検査について</li><li>・事例紹介</li></ul>
<b>研修 4</b> 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・周産期メンタルヘルスの基礎知識、精神科医療機関との連携</li><li>・助産所における流産、死産の支援</li><li>・事例紹介</li></ul>
<b>研修 5</b> 性と健康の相談（プレコンセプションケア）に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・プレコンセプションケアに関する概論</li><li>・妊娠前、妊娠中の女性に対する栄養管理支援</li><li>・事例紹介</li></ul>
<b>研修 6</b> 児童福祉施設等における食事の提供に関する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養・食生活における特別な配慮を必要とするこどもへの支援</li><li>・事例紹介</li></ul>

○9月頃～順次配信予定。2か月間オンデマンド配信（要申込）。※研修により、配信時期が異なるため注意

○お申込み：母子保健指導者養成研修専用サイト（ <https://boshikenshu.cfa.go.jp> ）

ご清聴ありがとうございました

こどもまんなか  
こども家庭庁

